

佐久市犯罪被害者等支援条例 を制定しました



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和5年4月1日施行

市では、犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の形成を目指して、「佐久市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

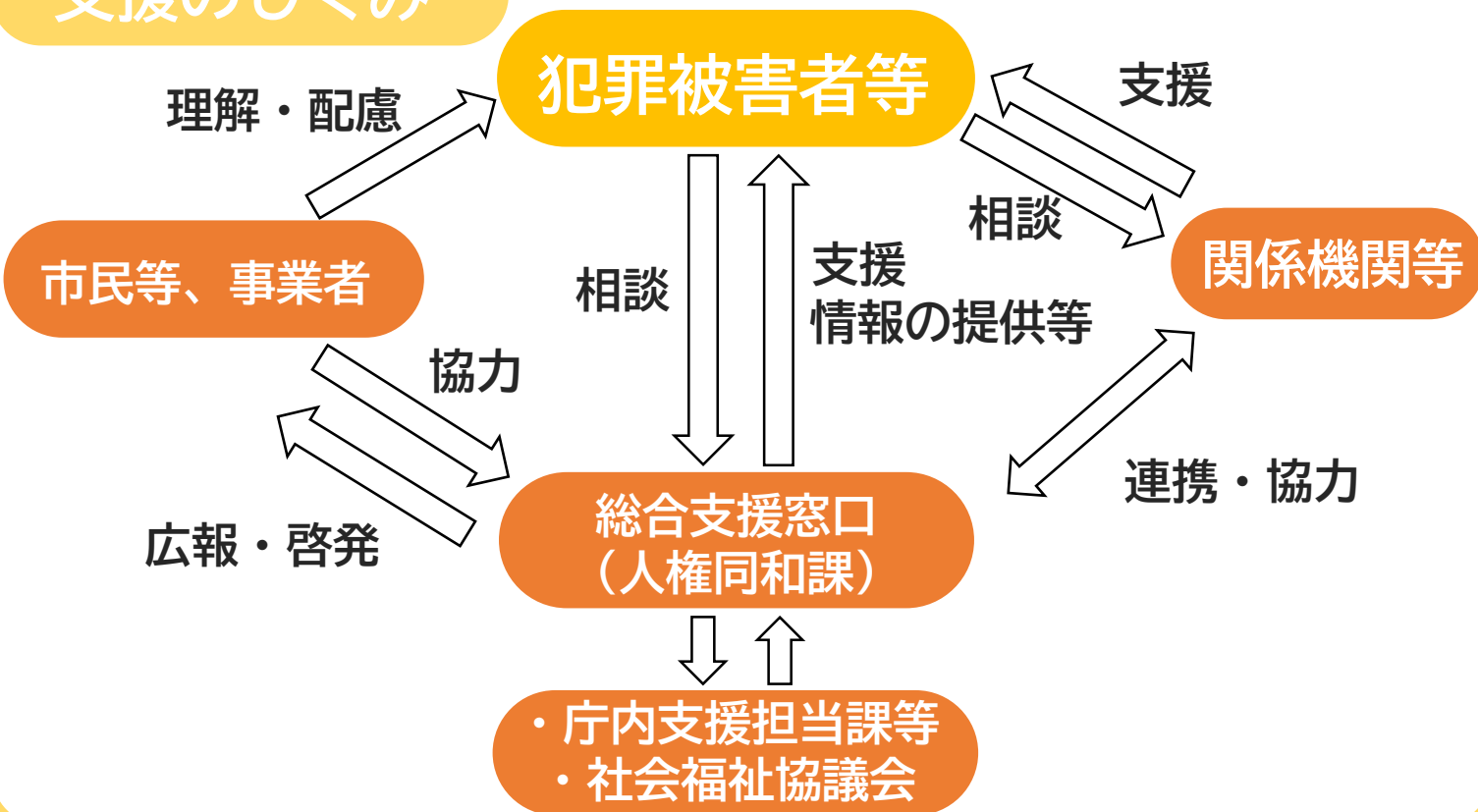
基本理念

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行います。
- (2) 犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行います。
- (3) 必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行います。
- (4) 二次被害や再被害の発生防止について配慮して行います。
- (5) 関係機関等による相互の連携と協力の下で行います。

市の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有します。

支援のしくみ



佐久市役所 市民健康部 人権同和課人権同和係

被害者相談 月～金（祝日・年末年始を除く。）8：30～17：15

〒385-8501 長野県佐久市中込3056 TEL：0267-62-3135 FAX：0267-64-1157

Email：jinken@city.saku.nagano.jp URL：https://www.city.saku.nagano.jp/

犯罪被害者等が置かれる状況

○直接的被害

誰もが、日常生活の中である日突然犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われるといった直接的な被害を受けることがあります。

○犯罪被害後に直面する状況

心身への影響

身体に被害を受けた場合、長期にわたり治療が必要となったり、重い障害を負ったりすることがあります。

事件により大きな精神的ショックを受けることで、不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れ、家事や育児、仕事など日常生活に支障が生じることもあります。また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

さらには、こうした精神的被害にとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の症状に苦しむ場合もあります。

経済的負担の増加

被害者が亡くなられた場合の葬祭費、怪我の治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居をする場合の転居費用等、あらゆる面で支出が増加する場合があります。

また、犯罪被害により生計維持者を失った場合や、受傷・精神的ショックや捜査・裁判等のため仕事を休むことにより、休職・退職・転職を余儀なくされ、就労状況にも影響することがあります。

このように支出が増加する一方で収入が減少・途絶え、経済的に困窮することも少なくありません。

精神的負担の増加

周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となります。また、葬儀や裁判に際しても精神的な負担が増加します。さらには、これらの対応に多くの時間が消費され、時間的負担の増加が、さらに精神的負担の増加にもつながります。他人から犯罪被害を受け、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、被害後に受けるこうした精神的苦痛からさらに周囲に不信感を募らせ社会から孤立することもあります。

条例に基づく主な支援施策

○支援体制の整備（第8条）

○経済的負担の軽減（第14条）

○相談及び情報の提供（第11条）

○市民等及び事業者の理解の増進（第15条）

○日常生活の支援（第12条）

○民間支援団体に対する支援（第16条）

○居住の安定（第13条）